【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年12月26日
【会社名】	株式会社ヤマウラ
【英訳名】	YAMAURA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　山 浦　速 夫
【本店の所在の場所】	長野県駒ヶ根市北町22番１号
【電話番号】	(0265)－81－5555　(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長　中 島　光 孝
【最寄りの連絡場所】	長野県駒ヶ根市北町22番１号
【電話番号】	(0265)－81－6070　(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長　中 島　光 孝
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目８番20号)

1【提出理由】

平成28年12月16日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年12月16日

(2) 決議事項の内容

第１号議案　剰余金処分の件

イ　株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

１株につき金　２円50銭　　総額 47,318,592 円

ロ　効力発生日

平成28年12月19日

第２号議案　定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会、監査等委員に関する規定の新設、監査役会、監査役に関する規定の削除を行なう。

また、会社法改正により責任限定契約締結対象取締役の範囲が変更されたことに伴う現行定款の変更及び、所要の条数変更等を行う。

第３号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く)10名選任の件

監査等委員である取締役を除く取締役として、山浦速夫、山浦恭民、山浦正貴、保科茂雄、中島光孝、藤木公明、川田昌伸、小林寛勝、山下良一、赤羽一成を選任する。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役として、村上資昌、中坪敬治、小池　勇を選任する。

第５号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額設定の件

監査等委員である取締役を除く取締役の報酬額(使用人兼務取締役の使用人分給与を除く)を年額300百万円以内と定める。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額100百万円以内と定める。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第１号議案 剰余金処分の件	141,649	175	―	(注) 1	可決　99.9
第２号議案 定款一部変更の件	141,467	357		(注) 2	可決　99.7
第３号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)10名選任の件					
山浦　速夫	141,547	277		(注) 3	可決　99.8
山浦　恭民	141,566	258			可決　99.8
山浦　正貴	141,616	208			可決　99.9
保科　茂雄	141,623	201			可決　99.9
中島　光孝	141,623	201			可決　99.9
藤木　公明	141,624	200			可決　99.9
川田　昌伸	141,621	203			可決　99.9
小林　寛勝	141,625	199			可決　99.9
山下　良一	141,623	201			可決　99.9
赤羽　一成	141,613	211			可決　99.9
第４号議案 監査等委員である取締役３名選任の件					
村上　資昌	141,477	347		(注) 3	可決　99.8
中坪　敬治	141,334	490			可決　99.7
小池　　勇	141,316	508			可決　99.6
第５号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額設定の件	141,125	699		(注) 1	可決　99.5
第６号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	141,086	738		(注) 1	可決　99.5

(注) 1　出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
2　議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。
3　議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、当該株主の議決権の過半数の賛成による。
4　比率の算定にあたっては、意思表示を無効とした事前行使分についても出席株主の議決権数に算入しております。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分により、全ての議案は可決要件を満たしたことから、株主総会当日出席株主の内、賛成、反対及び棄権について確認できていない一部の議決権の数は、夫々の個数に加算しておりません。